

## 学校感染症 登校許可証・経過報告書

下記の表の学校感染症に罹患した場合は、欠席した日及び通院のための早退も出席停止となる。

第2種・第3種に罹患した際は、出席停止期間の基準をご覧の上、登校時に書類を提出してください。

\*印のある疾患は、医師の判断が必要なため医療機関で医師の署名捺印を受けた「登校許可証」を提出してください。

それ以外の疾患は、保護者の判断のもと「経過報告書」を提出してください。なお、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の場合は、体温の記録をお願いします。

# 学校感染症と出席停止期間の基準

《学校保健安全法施行規則第18、19条（2023年5月時点）》

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MER Sコロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)	<p>治癒するまで</p> <p>※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。</p>
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
* 結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
* 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	* コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 (溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など)	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的措置を取ることができる。

登校許可証

白百合学園小学校

学年 組

第 学年 組 番

児童名

20 年 月 日生

病名

罹患期間

月 日から 月 日

上記疾患治癒し、感染の恐れがないので、

20 年 月 日から登校可能と認めます。

20 年 月 日

医療機関住所

医療機関名

医師名

印

**学校感染症 経過報告書**

白百合学園小学校長殿

年 組 番 児童氏名

---

上記の者、 月 日に医師より

(疾患名： \_\_\_\_\_) の診断を受け、

月 日から 月 日まで自宅療養しました。

受診した医療機関名：

電話番号：

★インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合は、以下の体温記録もご記入  
ください（土・日・祭日を含める）。

	月/日	/	/	/	/	/	/	/
平熱	体温:朝	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
°C	体温:晩	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C

現在、発熱はなく、その他、咳・鼻水・のどの痛み・食欲不振・下痢などの症状もないため、 月 日から登校いたしますのでご連絡いたします。

年 月 日

保護者名

印